

建築物の木造化及び木質化に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、ふくしま県産材利用推進方針第5及び福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第6の3に基づき、公益社団法人 福島県建築士会（以下「甲」という。）と 福島県 （以下「乙」という。）は、建築物の木造化及び木質化の促進に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

（1） 構想の内容

甲は、建築物の木造化及び木質化による木材利用を促進することにより、福島県2050年カーボンニュートラルの実現や都市等における快適な生活空間の形成等に貢献する。

（2） 構想の達成に向けた取組の内容

前項の構想を達成するため、甲は、次に掲げる取り組みを行う。

ア 甲は、会員等が建築物において福島県産材をはじめとする国産木材（以下「県産材等」という。）の利用促進に向け、乙と福島県産材 JAS 製品等を中心とした情報共有及び意見交換を行う。

イ 甲は、中大規模非住宅建築物等において木造化及び木質化を促進していくため、乙と協力し先進的かつ実用可能な事例の収集に努め、会員等に情報提供を行う。

ウ 甲は、中大規模木造設計セミナーの実施や木造に取組む建築士のネットワークの構築支援等、建築物の木造化及び木質化に係る技術者の育成や体制の構築を推進する。

エ 甲は、県産材等の利用促進に向けて、川上、川中、川下の連携を重視した県産材等の活用に取り組む木造建築技術者の育成を推進する。

オ 県産材等の利用促進及び木造建築物の振興に関する乙の施策の周知に協力する。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有・意見交換への協力、講師の派遣等、甲の取組の周知・広報に関する協力を行う。

4 構想の対象区域

福島県全域

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から、令和11年3月31日までとする。

6 その他

（1） 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第8に基づき、乙に提出するものとする。

（2） 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合には、事務取扱要領第9に基づき、速やかに協議を行うものとする。

（3） 協定の解除

甲及び乙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合には、事務取扱要領第10に基づき、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和7年8月19日

甲 公益社団法人 福島県建築士会
会 長 遠 藤 一 善



乙 福島県知事 内堀雅雄

